

# 正法眼蔵の成立的研究について

—古田紹欽氏著『正法眼蔵の研究』刊行にちなんで—

鏡 島 元 隆

一

古田紹欽博士は、最近、『正法眼蔵の研究』を刊行された。すでに、氏には『正法眼蔵』（昭和三十五年十月 宝文館）の著述があり、他の著述のなかでも道元禪師に關説した論文がすくなくないが、正法眼蔵の成立に關しての根本問題を正面からとり上げたのは、本書がはじめてであるし、斯学に対する衝撃的内容を含むことにおいて注目すべき書である。

本書は、第一部と第二部に分れており、第一部は第一章 道元の遍歴——入宋参学の跡——、第二章 正法眼蔵の成立に對する一私見 附・特に「嗣書」について、第三章 道元の真筆本について、第四章 正法眼蔵の「示衆」とその各巻の題号の四章から成り、第二部は正法眼蔵中の全機・都機・諸法実相・見仏・古鏡・空華の六巻の私積から成る。

正法眼蔵の成立的研究について（鏡 島）

第一章は、帰朝初期における道元禪師には、自己の宗風を臨濟禪から揀別する意図はなかったのであるが、それが禪師が興聖寺から越前に移った寛元元年（一二四三）を境として、俄かに禪師の臨濟禪批判が顯著となったという氏の持説（寛元元年を境とする道元の思想 日本仏教思想史の諸問題所収）を傍証し、援証する所論であり、第二部第五章「正法眼蔵私積」は六巻の正法眼蔵について、練達した文章で巧みに註釈を施したものであるが、言葉の解釈のあい間に禪師によって示衆された前後の時代的考証とか、あるいは引用された語句の原典遡及的考察が試みられている。これらは、「正法眼蔵の基礎的研究は、各巻を丹然にまづ読み取り、そこから問題点を一つ一つ拾ひ上げ、それを解決して行くより方法がない」（序）という氏の方法論的意図を示したもので、本書に収められた私積の特色をなすものである。しかし、何といっても本書の

中心は、第一部第二章・第三章・第四章の正法眼藏の成立的研究にあることは明らかであって、本書によって提起された問題は重大な問題を含むと考えられるので、氏の所説を紹介し、ついで私見の一端を述べてみよう。

第二章「正法眼藏の成立に対する一私見」は、道元禅師の正法眼藏は禅師みずからの命名であり、その七十五巻および十巻の体系も禅師みずからの編集であるという、近代の宗門の学者によって主張され、ほぼ定説となった説に対する、氏の疑義であり、新たな見解、主張である。正法眼藏親集説の論拠の一つは、禅師の真筆本が発見されたことにある。愛知県全久院所蔵の「正法眼藏山水経」には明らかに正法眼藏の名を冠して「第二十九」とあり、福井県永平寺所蔵の「正法眼藏西来意」にも同じく「第六十二」とあって、その巻数は現存する七十五巻本正法眼藏の巻数に符合するのである。従って、「正法眼藏山水経」および「正法眼藏西来意」が道元禅師の真筆として間違いないものであれば、禅師が正法眼藏の名のもとに、少くとも六十二巻までをまとめていたことは動かすことのできない事実である。

この「正法眼藏山水経」は、禅師の代表的筆蹟として、重要文化財に指定され、全久院に襲蔵されており、しかもこの書が重要文化財として指定されるに当っては、古田氏は文化財保護委員会にあって、「これを道元の書としてその調書を

作成に当たった一人」であるが、本書においては、「山水経一巻」を真筆とすることに否定的であって、かつての認定を訂正したいとまで述べている。その理由は、禅師の自筆本で「正法眼藏」の題名のあるのは「正法眼藏山水経」と「正法眼藏西来意」だけであって（古田氏は「山水経」と「西来意」とは筆者を別人とみる）、他の原写本には「正法眼藏」の四字は存しないからである。禅師の自筆には、「嗣書」や「行持」（巻下）があるが、それらは巻頭なり巻尾なりに行持、嗣書と記されているのみで、「正法眼藏」の篇題もなく、巻数の記入もない。これらの書写のように、正法眼藏は初めは篇題もなく、各巻に第何巻という巻付けもなかったのである。問題は、いつ誰によって「正法眼藏」の篇題が付けられ、各巻の巻付けがなされたかということであって、氏はこれを禅師滅後の建長七年（一二五五）の「八大人覚」巻の懐舛の奥書が記された時点まで下るとみるのである。氏のこの推定は、建長四年に拾勒された「現成公案」が七十五巻の第一に置かれている事実を裏づけられているのであって、それは「現成公案が七十五巻の第一に置かれたことは、七十五巻本の編成がこの頃に成った」という氏の言葉に窺える。従って、氏によれば禅師が晩年、正法眼藏を書き改めたのは、禅師在世中にまだ七十五巻の体裁をなすものとして完成していなかったものであって、これを完成したものは禅師の側近にあって、これを書き

改めることを助けていた懷辨が、禪師の意を充分に体してなしたものであるというのである。氏が「山水経」の筆者の道元禪師説に疑義を抱くにいたったのは、このように正法眼蔵成立の時点を建長七年まで下って考えざるを得なくなったことによるものである。

第二章は、上に述べたように正法眼蔵成立の最終時点を建長七年とみることによって、「山水経」の禪師真筆を否定することに論旨があるが、付論として同じく禪師の真筆として伝えられている「嗣書」（里見氏旧蔵）の真筆性にも疑義が投ぜられている。これは、「山水経」の真筆否定が正法眼蔵の成立という歴史的観点からなされているのと異なつて、花押による筆蹟鑑定の観点からである。その根拠は、禪師の真筆として疑いない「普勸坐禅儀」（天福元年書 永平寺蔵）と「対大己五夏闍梨法」（寛元二年書 永平寺蔵）が花押Aを用いているのに、同じ寛元癸卯（元年）に書かれた「嗣書」の花押が花押Bを用いていることにある。花押Bを用いている禪師自筆と称されるものに、「仏前齋粥供養侍僧事」（寛元四年書 永平寺蔵）、「五ヶ条庫院須知」（宝治二年書 永平寺蔵）があるが、これらは「嗣書」に見られる筆蹟とは異なるのであつて、「嗣書」に見られる筆蹟にBの花押の存するものが他にないことと、寛元二年の書写である「対大己五夏闍梨法」が花押Aであるのに、寛元元年書写の「嗣書」が花押Bである

というように、AとBの二つの花押が同じ寛元年間に併せて用いられていること、の二つの理由によつて、氏は「嗣書」の真筆性に疑問を呈するのである。

第三章 「道元の真筆本」については、大久保道舟氏に『道元禪師真筆集成』の著述があつて、その中に大久保氏は、「普勸坐禅儀」、「普勸坐禅儀撰述由来」、「正法眼蔵山水経」、「正法眼蔵嗣書」、「正法眼蔵断簡」、「正法眼蔵行持下」、「正法眼蔵諸法実相断簡」、「正法眼蔵西来意」、「対大己五夏闍梨法奥書」、「羅漢供養式文章稿断簡」、「明全和尚戒牒奥書」を収めているが、氏は「このすべてを道元真筆とするには無理があり、あるものを真筆とすれば他のものを別筆とどうしても見なくてはならぬ異筆のものが含まれている」と述べている。すでに、「正法眼蔵山水経」・「嗣書」の真筆性についての疑義が前章において論ぜられたが、本章においてはその他ものについて考証されている。

大久保氏が挙げている「道元禪師真筆集成」の中で、古田氏によつて真筆と認められたものは、「普勸坐禅儀」、「普勸坐禅儀撰述由来書」、「正法眼蔵行持下」、「対大己五夏闍梨法奥書」、「明全和尚戒牒奥書」の数種に過ぎない。本章では、これ以外のものが真筆として認められない理由について述べているが、注目すべきことは、「普勸坐禅儀」の付帯資料として従来みられていた「普勸坐禅儀撰述由来書」を「普勸坐

「正法眼蔵山水経」(全久院蔵)の筆者を義介と認定したことである。元来、「普勸坐禅儀撰述由来書」の題名は学者によって名づけられた仮称であって、同由来書の文中の「撰坐禅儀」の四字は原文が剝落して、それは坐禅儀とは読めても普勸坐禅儀とはないのである。筆蹟からしても天福元年の「普勸坐禅儀」とは異なり、さらに熟達したものである。この点から、氏はいわゆる「普勸坐禅儀撰述由来書」なるものは、寛元元年に越州の吉峰精舎で示衆された「坐禅儀」のことであり、それが書かれたのは、「坐禅儀」が撰述された頃とみるのである。

「正法眼蔵山水経」の筆者が禅師でないことは前章で述べられたが、その筆者については述べられなかった。そこで本章では永平寺所蔵の「正法眼蔵仏性第三」の奥書によって、その「正嘉二年戊午四月廿五日、以再治御本交合了」の奥書の書体と、「山水経」の奥書の「爾時仁治元年庚子十月十八日子時、在観音導利興聖宝林寺示衆」の書体と同じであると判定している。しかるに、正嘉二年校合の「仏性」奥書の筆者は義介とみられているから、「山水経」奥書の筆者も義介であり、従って真筆本「山水経」の筆者は義介であると推定している。

第四章 「正法眼蔵の示衆とその各巻の題号」は、七十五巻本正法眼蔵のなかに禅師が自ら記し、書したとしているも

のと、示衆したものを含んでいることに注意し、示衆の意味を追求したものである。氏は、記し、書したものと示衆とが区別されていることはこれが同一種のものではないことを意味しているとしながらも、その間に文体の相違がないことからして、示衆にその年月日のみを記しているものは、実際に行なったその年時を挙げたのであって、その後、筆を加え、示衆の日付で成文化したものとみている。このような禅師の示衆は、その初めにおいてはあるものは題号があり、あるものは題号がなく、題号があっても仮題のようなものではないかなったバラバラなものであつたらうとして、それが七十五巻として懐舛によって編成されたとき、各巻が整理、編集され、新たに題号が付けられ、あるいは改題されたのであると、氏はみる。それが編集された時点は、すでに述べたように、建長四年に現成公案が拾勒され、それが七十五巻の第一に置かれた頃であって、建長七年、懐舛が「八大人覚」の奥書を記したときには、七十五巻正法眼蔵は懐舛によって編成されおわつたと、氏はみるのである。

## 二

以上において、古田氏の正法眼蔵の成立的研究の梗概について紹介したのであるが、古田氏が本書において論証された正法眼蔵の成立的研究は、近代の曹洞宗門学者の書誌学的論

究の成果を踏まえて、その否定の上に立った論究であるが、本書にはそれに対する言及はほとんど見られないで、自説を所信のままに主張されている。しかし、一般の読者にとっては、宗門学者の論拠をも挙げて、それがどういう難点をもつが故に氏によって否定されたかを指摘して論を進める方が分りがよいし、問題の所在を明らかにして斯学の進歩を促すことにもなると考える。それ故に、以下、引き合いに出される宗門の先学には非礼になるかも知れないが、氏によって提起された問題を顧みながら、氏の主張のもつ意義について述べてみよう。

はじめに、本書は斯学に対する衝撃的内容を含むと述べたが、それは次のような事情である。古田氏によって提起された、正法眼蔵懷舛編集説は、実は、宗門にとって耳新しい説ではない。江戸時代、正法眼蔵が宗門ではじめて開版されたときの「永平正法眼蔵彫刻凡例」は、次のように記している。

この書、卷目の多寡、編集の列次、古今の諸師、家家不同なり、今且く舛翁の校正結集し玉ふ七十五帖の次第を列せば左の如し  
(中略)

右七十五帖は祖師滅後四年、建長七年乙卯に至て、永平二代懷舛禅師、祖師の御草本に就て書写し、親しく自ら校正列次輯録し玉ふ所にして、詮慧和尚の御聴書、及び其嗣経豪和尚の抄本も亦こ

の舛翁編集の七十五帖に依り玉ふ。

この「永平正法眼蔵彫刻凡例」の説は、面山瑞方(一六八三—一七六九)の『正法眼蔵關邪訣』の主張を受けたものであって、『關邪訣』は、正法眼蔵の巻数は永平宗祖在世中は未定であったといい、これが七十五巻に編集されたのは建長七年の懷舛の校正のときであると主張したのである。江戸時代には多少の異論はあったものの、宗学者としての面山の盛名のためにこの説が広く行なわれたのであり、それが明治にまで受け継がれたのである。これに対し、近代の宗門の学者の正法眼蔵の書誌学的研究は、この面山説への批判であり、それからの脱却である。それは、正法眼蔵の懷舛編集説から禅師親集説への大きな転回の歩みであって、近代の学者の努力によって正法眼蔵親集説は、ほぼ宗門の定説として定着したかに見えたのである。しかるに、ここに突然、古田氏によって新たに懷舛編集説が採り上げられたのであるから、もし古田氏の所説のとおりであれば、宗門の近代の正法眼蔵の書誌学的研究の進展は一挙に御破算となり、その学的成果はすべて砂上樓閣におわることになる。本書が、宗門の正法眼蔵研究に衝撃的内容を含むといったのは、この意味である。

問題は、古田氏の懷舛編集説によって近代の宗門学者の親集説は否定し尽されたか、氏の懷舛編集説にも難点がないかであって、この点について少しく考察してみよう。それには、

正法眼蔵親集説の論拠を挙げ、これを検討してみることに便宜であろう。

一 「八大人覚」奥書

「正法眼蔵八大人覚」の奥書には次のようにある。

如今建長七年乙卯解制之前日、令義演書記書写畢、同一校之、右本、先師最後御病中之御草也、仰以、前所撰假名正法眼蔵等皆書改、竝新草具都盧一百卷可撰之云云、既始草之御此卷当第十二也、此後御病漸漸重増、仍御草案等事即止也、所以此御草等、先師最後之教勅也、我等不幸而不拜見一百卷之御草、尤所恨也、若奉恋慕先師之人、必書此卷而可護持之、此积尊最後之教勅、且先師最後之遺教也、懷舛記之

正法眼蔵道元禪師親集説は、この「八大人覚」奥書の「前所撰假名正法眼蔵」すなわち旧草を七十五巻を指すとみ、新草を十二巻とみ、しかもそれは、禪師みずからによって編集され、体系づけられたものとみるのである。従って、懷舛の歎きは、正法眼蔵が百巻完成を目指し、八十七巻まで禪師みずからの手によって編成されながら、十三巻を残して世を去ったことに対する痛惜と受けとるのである。このような見解は、永久岳水氏や大久保道舟氏によって主張され、宗門ではほとんど定説となった説であるが、しかし、新草の「十二」の巻数だけいって、「前所撰假名正法眼蔵」の巻数については奥書は何も述べていないのである。従ってそれが七十五巻

を指すとみるのは推定である。「前所撰」の意味を広くとれば、後に義雲によって正法眼蔵に編集された、「菩提薩埵四摂法」や「法華転法華」も旧草にちがいないから、それがどうして「皆書改」ものの中に含まれないのかということとは文字の文面だけからは窺えないのである。最近、山口大学の杉尾教授は、この「八大人覚」の奥書の旧草を、七十五巻の意味にとりながらも、旧草の結集は暫定的で決して完成し完結した体系ではなく、従って「皆書改」の意味は旧草が新草の中にすべて編みこまれる意味であると解している（道元の哲学 上 山口大学教育学部研究論叢一九ノ一）。氏の解釈によれば、道元禪師が目指した百巻とは、七十五巻プラス二十五巻ではなくて、新草十二巻が百巻の出発点であるという。氏の理解が正しいかどうかはともかくとして、この「八大人覚」の奥書が親集説とは異なった読みようができる問題を含むものであることは否定できない。それ故に、正法眼蔵禪師親集論が、この新草十二巻の基本となるものが七十五巻正法眼蔵であるというためには、それを実証するものがなければならないのであって、「八大人覚」の奥書が親集説の証拠とはならないのである。

二 「正法眼蔵仏性」奥書

永平寺には懷舛自筆の「正法眼蔵仏性」が所蔵され、それは正法眼蔵成立の研究に貴重な資料を提供している。その奥

書は次のようである。

正法眼蔵仏性第三

仁治二年辛丑十月十四日記干観音導利興聖宝林寺

同四年癸卯正月十九日書写之

懷舛

爾時仁治二年辛丑十月十四日在雍州観音導利興聖宝林寺示衆 再

治御本之奥書也正嘉二年戊午四月廿五日以再治御本交合了

右の「仏性」奥書は、正法眼蔵が道元禪師によって、再治修正されたことを示す典型的な文献である。正法眼蔵は奥書にある年月日、禪師によって示衆されたものであるが、それは初めから正法眼蔵の名を冠し、巻数を付けて示されたものではなく、正法眼蔵や巻数は後になって付けられたものである。その後になってとは、いつ、誰の手によってなされたかということが問題の焦点であるが、ここに注意すべきことは、正法眼蔵は再治修正が施されているということである。この再治修正は、禪師が奥書に示されてある年月日より後に、みづから、あるいは書き消し、あるいは書き入れ、あるいは書き直したのであって、それを示すものが、この「仏性」奥書である。今日、正法眼蔵に種々の異本があるのは、もとの正法眼蔵に草稿本、清書本等の幾種かの正法眼蔵があるからである。しこうして、禪師によってこの再治修正の仕事が行なわれたのは、興聖寺住山の末年から北越入山の頃にかけてもつとも熱心な再治が加えられたのであり、建長二年頃にはそ

の全部が終了したものと考えられる（大久保道舟 道元禪師伝の研究三五〇頁）。問題は、この再治修正の仕事と七十五巻の体系付けとの関連であって、これが切り離すことができないれば、禪師によって再治修正が行なわれたことが動かすことのできない事実である以上、正法眼蔵の体系付けも禪師によってなされたことは動かすことができないことになる。しかし、これが切り離すことができれば、再治修正したことがただちに正法眼蔵の体系付けをなしたことはならないのである。正法眼蔵親集説は、再治修正と正法眼蔵の体系付けを同視するのであるが、そこに問題はないであろうか。

さて「正法眼蔵仏性」奥書についてみるに、それは、草案本と再治本の奥書を並記したものであり、草案本の奥書の筆者は懷舛であり、再治本の奥書は署名がないが、永平四十二世江寂円月の鑑定書によれば、それは懷舛の弟子、永平寺三世の義介である。注意すべきことは、仁治四年、懷舛によって書写されたときはただ「仏性」とのみあったが、正嘉二年（一一五八）義介によって書写されたときは「正法眼蔵仏性第三」と改められたことである。この奥書によって知られることは、「仏性」の示衆は仁治二年十月十四日であることと、しかし、仁治四年懷舛によって書写された時点でもまだ正法眼蔵の命名はなかったこと、正嘉二年の時点では正法眼蔵七十五巻の体系はすでに成立していたこと、である。問題は、

「以再治御本交合了」の奥書を、「禪師の再治本に正法眼蔵  
 仏性第三とあったから、それをもって奥書を校正し右のごと  
 き処置を講じられた」（大久保道舟 道元禪師伝の研究三四九頁）  
 と解することができるかどうかである。これは、再治すなわ  
 ち正法眼蔵の体系化であればそのように解するのが当然であ  
 るが、再治と正法眼蔵の体系化を切り離すことができれば、  
 そのように断ずることは問題である。しかるに、永平寺所蔵  
 二十八巻本の中に含まれている「嗣書」についてみると、「寛  
 元元年十月二十三日以越州御書御本交之云々」の懷舛の奥書  
 のある「嗣書」が、「越州御書は再治本嗣書であることが推  
 測され」（永久岳水 正法眼蔵著述史の研究二二三頁）るものであ  
 るにかかわらず、正法眼蔵の篇題を有しないことが知られ  
 る。これによってみれば、再治即正法眼蔵の体系付けではな  
 くて、再治と正法眼蔵の体系化は切り離すことができるもの  
 である。とすれば、「正法眼蔵仏性」奥書は正法眼蔵親集説  
 を立証する決め手とならないのである。「正法眼蔵仏性第三」  
 の篇題が付けられたのは、禪師入滅後の正嘉二年の校合のと  
 きだからである。

右によって知られることは、正法眼蔵はそのはじめにおい  
 ては篇名だけであって、正法眼蔵の題名および巻数はなかつ  
 たのであり、禪師によってそれが再治されたときも、そのは  
 じめは題名および巻数はなかったことである。しからば、い

つの時点でそれがなされたか、道元禪師親集説をとるにはこ  
 れを示さなければならぬ。正法眼蔵親集説にのつての問題  
 は、「現成公案」奥書の「これは天福元年中秋のころ、かき  
 て鎮西の俗弟子楊光秀にあたふ 建長壬子拾勒」とある「建  
 長壬子拾勒」をいかに解するかである。建長壬子は建長四年  
 （一一五二）であるから、禪師入滅の前年である。入滅前年に  
 拾録された「現成公案」が七十五巻正法眼蔵の最初に据えら  
 れたことをどのように解するか、親集説はこれを解明しなけ  
 ればならない。

### 三 「正法眼蔵山水経」奥書

全久院所蔵の「山水経」は道元禪師の代表的真筆として著  
 名である。これによれば、「正法眼蔵第二十九」の篇題と巻  
 数が示され、奥書には「爾時仁治元年庚子十月十八日子時在  
 観音導利院興聖宝林寺示衆」とある。明らかに正法眼蔵の名  
 を冠して、「第二十九」とあるのであって、それが七十五巻  
 本正法眼蔵の巻数に符合するのである。従って、これが禪師  
 の自筆であることの確たる証拠が立てば、禪師が七十五巻正  
 法眼蔵を編成したことは動かすことができない。問題は、そ  
 の奥書である。真筆本は、仁治元年（一一四〇）示衆とあつ  
 て、その時点で筆写されたようにみられるが、しかし仁治元  
 年の時点では、「嗣書」・「仏性」の奥書によって知られるよ  
 うに、まだ正法眼蔵の篇題、巻数はできていないのである。



従って、「山水経」は真筆であっても、奥書に記された仁治元年に書かれたものではなく、後になって示衆の年月日を記念して、遡って書かれたものである。後に書かれたものであるからといって、もちろん禅師の真筆でないとは断定できないが、そこに問題を孕むことも事実である。

古田氏は、道元禅師の在世中には正法眼蔵の体系は存しなかったという観点から、これが禅師の真筆であることを疑い、この筆者を永平寺第三代義介に推定する。しかし、真筆にまちがいないから正法眼蔵の体系はでき上っていたという主張と、正法眼蔵の体系はでき上っていなかったから真筆でないにちがいないという議論は、畢竟、水掛け論である。そのいずれが正しいかは、そういう成立論のからみ合いを離れて、他の道元禅師の代表的真筆との比較において、宗門に属さない純専門家の筆蹟鑑定をまつ外はない。「山水経」は従来、禅師の代表的真筆として宗の内外から尊信されたものであって、これが真筆でないということになれば宗門としては大変なことである。筆者は専門家にこれが筆蹟鑑定を要望して、この点についてはこれ以上触れない。

以上、古田氏の「正法眼蔵の研究」に導かれて、宗門に定説化された正法眼蔵禅師親集説の問題点を考察してきたのであるが、それによって知られることは、正法眼蔵親集説も一つの推定説であって、確固不動の基盤に立ったものではない

ことである。これは親集説になずんできた筆者にとっては大きな驚きであって、本書の出現はそういう衝撃の書であるところはその意義があるであろう。しかし、それでは古田氏の正法眼蔵懐舛編集説に何の問題もないか、次に少しくこれに触れてみよう。

古田氏は本書において、正法眼蔵懐舛編集説をとって、近代の宗門の学者の禅師親集説が必ずしも十分根拠ある説でないことを示した。しかし、近代の正法眼蔵親集説を主張する学者のうち一つの論拠に、本書がまったく触れていないのはどういうわけであろう。それは、七十五巻本によって註疏を試みた経豪の「正法眼蔵抄」の存在である。周知のように、「正法眼蔵抄」は、禅師滅後十年の弘長三年（一二六三）にはすでに成立していた禅師の直弟子詮慧の聞書をもとにして、詮慧の弟子の経豪が乾元二年（一二〇三）から延慶元年（一二〇八）にわたって正法眼蔵に註疏を試みた、正法眼蔵のもっとも古い註解である。しかも、経豪は詮慧の弟子であるが、最近の研究によれば元来、禅師の弟子であったのである（石川良昱 舍利礼文について 印度学仏教学研究第十一ノ二）、のちに詮慧についてその弟子になったのであるから、その註疏はもっとも禅師の面目を伝えていると考えられるのである。この点に著目して、大久保道舟氏は、経豪が七十五巻正法眼蔵によったことについて、「経豪一箇の見識によって撰

扱したとは見られない」として、「従って七十五帖の体系づけは直接禪師の手によって行われたもので、経豪はそれを中心に註記したとみるが妥当な論定のように思う」（道元禪師伝の研究三四八頁）と主張している。この大久保氏の主張に、古田氏はくみしないかも知れないが、しかし、氏は正法眼蔵懷舁編集説を説くだけでなく、「七十五卷本正法眼蔵は端的にいへば、懷舁の法系に相伝されたものであり、もとよりみだりにその書写が許されたものではなからう」と、七十五卷本正法眼蔵が懷舁系統のみの伝承本と主張しているが、このような主張が成立し得るであろうか。詮慧は禪師の直弟子であつて、懷舁の弟子ではないが、詮慧・経豪系統に七十五卷本正法眼蔵が伝承されたことは動かすことのできない事実である。この事実を、氏はいかにみるであろう。

古田氏は、本書において強く懷舁編集説を主張している。しかし、氏の主張も、やはり実証を欠く推定であるから、推定説であることにおいて親集説と異なることはない。従つて、いずれの推定が妥当であるかという判断に帰する問題であるから、本書の出現によって、宗門学者の正法眼蔵親集説がすべて覆されたとは言えない。氏自身も、懷舁編集説をとるにしても、「懷舁が、道元の意を充分に体してなしたものである」という含みのある主張であり、「この整理編輯は道元自身も試みたものであつたらうが、最終的にはその懷舁がこれをなし

たと考へられる」と述べているのであるから、正法眼蔵親集説をまったく認めないのではあるまい。その点、本書が宗門の近代学者の成果を否定する非常に大胆な主張であるにかかわらず、その大筋において宗門人である筆者に背けがえ得ないものではない。しかし、箇々の細かな点になると、理解できないもの、見解を異にするものがないでもない。その一々については、いま述べないが、一・二の例を述べておこう。

例えば、古田氏は「現成公案」が七十五卷の第一に置かれたことは、七十五卷本の編成がこの頃に成つたことであるという。これは、正法眼蔵懷舁編集説をとる限り、筋の通つた主張である。しかし、続いて「この一卷を第一においたことによつて爾余の巻との関連の上に、若干の加筆が各巻の上に施されたであらうことが想像される」として、第二「摩訶般若波羅蜜」に見られる「また一枚の般若波羅蜜、而今現成せり」とか、「ちなみに施設可得の般若現成せり」、「この般若波羅蜜多の現成せるは、仏薄伽梵の現成せるなり」といった現成の思想は、「現成公案が巻初におかれたことによつて、後から筆を加へたものではあるまいか」と推定している。この「後から筆を加へた」人に氏はだれを想定しているのである。建長四年といえ、入滅前年であつて、道元禪師による再治修正は考えられないが、さりとて懷舁による加筆ということもとうてい考えられないことではなからうか。懷舁は、

正法眼蔵のもっとも忠実な書写者であり、校合者であつて、一字一句といえどもゆるがせにできない敬虔な弟子である。正法眼蔵に後人の加筆があることは事実である。が、それは一異本の伝えるところで、必ず正しく伝えて他の正本があるはずである。異本校訂という実証的研究を無視して本文批評を試みることは、自己の構築した思想体系に合わせて正法眼蔵をみる危険をおかすことになりはしないであらうか。

古田氏は、また「八大人覺」の奥書の「皆書改」とあるその書き改めることが、禪師ひとりがそれをなしたかどうかを問題にし、懷辨が禪師を助けて書き改めたと論じ、さらに「ではこの二人によってそれがなされたかといふと、これまたはつきりしない。現存の七十五卷本の第七十『虚空』、第七二『安居』の書写は義雲となつてゐる。これをもって義雲がこの「皆書改」に参劃してゐたと見ていいかどうかは不詳であるが、仁治・寛元の間に道元の示衆なり、書なりを書写したものが義雲の外にも若干人あつたことが詮索される」と述べているが、これは氏の思い違いであらう。義雲は、道元禪師が京都に寂した同じ年（一一五三）に、同じ京都に生れた人であつて、「皆書改」に参劃してゐないことは明らかである。

上において、古田氏の正法眼蔵の成立的的研究についてその梗概を述べたのであるが、それは、宗門の近代学者の正法眼蔵の禪師親集説の根幹を揺がす迫力をもつたものであるが、

氏自身の懷辨編集説にもなお推敲すべき余地が残されていると思われる。近時、正法眼蔵の成立的的研究に対し、七十五巻と七十二巻の関係について杉尾教授の特異な研究が発表され、また七十五巻本と六十巻の関係についても水野弥穂子氏によつて新説が発表された（岩波書店『正法眼蔵解説』）。宗外の人によつて、正法眼蔵の成立的的研究が続々と発表されることはよろこばしいことであるが、そのような根本問題に対して宗門の学者がこれに対する明確な定説を発表し得ないのは遺憾なことである。古田氏の正法眼蔵の成立的的研究によつて、正法眼蔵の成立的的研究は振り出しにもどつたのである。宗門の新進学究の奮起を願つて擲筆する。

（付記 本稿は、鈴木学術財団研究年報第九号所載の古田紹欽氏正法眼蔵の研究の書評と紹介が紙数の関係で意を尽し得なかつたのを詳論したものである。重複している点を了却していただきたい。なお、筆者は脱稿後、前国立博物館資料課長堀江知彦氏に「正法眼蔵山水経」および「嗣書」の筆蹟鑑定を請うたが、堀江氏はそのいずれも真筆であることを否定された。）